

# 一般競争入札実施に関する公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 9 月 20 日

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 山口 宏之

## 1 競争入札に関する事項

件名 ワイヤレスチャイム外4件の調達  
委託内容 仕様書等による

## 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で「**物品の販売**」の「**B**」「**C**」又は「**D**」等級に格付けされている者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中ではない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者ではないこと。
- (5) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行なった者ではないこと。
- (6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をなかった者ではないこと。
- (7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない者。（加入義務がないものを除く。）

## 3 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システム（政府電子調達(GEPS) (<https://www.geps.go.jp/>)) により執行する。  
なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官へ書面による申出の上、紙入札方式（以下：紙入札）で参加することができる。

## 4 代理人をもって入札する場合

委任状が必要（未提出業者のみ）であり、入札参加申し込みまでには当局へ提出すること。

## 5 入札関係書類

- (1) 配付方法 福岡労働局ホームページからダウンロードが可能。
- (2) 配布期間 本公告の日から **平成28年10月6日(木)** まで。
- (3) 参加申込書（証明書等）
  - ① 紙入札の場合の提出 郵送または持参して下記12に提出すること。
  - ② 提出期限 **平成28年10月6日(木) 12時00分まで**
  - ③ その他 同等品申請（推奨品以外の物品で入札に参加する場合のみ。）を行う場合については、『同等品申請書』に必要な資料を添付し、**平成28年9月30日(金) 12時00分まで** に提出すること。
- (4) 入札書
  - ① 紙入札の場合の提出 書留郵便または持参して下記12に提出すること。
  - ② 提出期限 **平成28年10月7日(金) 12時00分まで**

## 6 入札説明会

平成28年10月3日(月) まで随時実施する。（詳細は入札説明書を参照のこと。）

## 7 競争執行の日時及び場所

- (1) 開札実施年月日時刻 **平成28年10月7日(金) 13時30分から**
- (2) 開札実施場所 福岡労働局 労働第三会議室(福岡合同庁舎新館5階)

## 8 入札保証金に関する事項 免除

## 9 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

## 10 契約書作成の要否 要

## 11 入札の無効

競争参加者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 12 入札関係書類に関する問合せ先

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目1番1号福岡合同庁舎新館5階  
福岡労働局総務部 総務課 会計第三係  
TEL：092-411-4745 FAX：092-473-0736

## 13 その他

入札参加者は、入札説明書及び入札心得等を熟読し、内容承認のうえ参加すること。

# 入札説明書

「ワイヤレスチャイム外4件の調達」の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他関係法令及び福岡労働局入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 山口 宏之

## 2 競争入札に付する事項

### (1) 件名

ワイヤレスチャイム外4件の調達

### (2) 委託内容等

別添『仕様書』による。

### (3) 契約履行期限等

別添『仕様書』による。

### (4) 契約履行場所

別添『仕様書』による。

### (5) 入札方法

最低価格落札方式による。

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

① 入札者は、仕様書等に示す業務に係る経費のほか、契約履行に要する一切の諸経費を含めた入札金額を見積るものとする。

なお、入札金額の内訳を、別添「入札金額内訳書」に記入して「入札書」と併せて提出すること。（提出方法は、下記6及び福岡労働局入札心得を参照すること。）

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (6) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

### (7) その他の事項

本案件は、電子調達システム（政府電子調達(GEPS) (<https://www.geps.go.jp/>))により執行する。ただし、特段の事情がある者は、書面（別添「紙入札方式による参加にかかる理由書」参照）を作成し、参加申込書等提出期限までに提出すれば、書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）を行うことができる。

## 3 競争参加資格

(1) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で「**物品の販売**」の「**B**」「**C**」又は「**D**」等級に格付けされている者。

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。

(3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中ではない者。

(4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者ではないこと。

(5) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行なった者ではないこと。

(6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではないこと。

(7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない者。（加入義務がないものを除く。）

## 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約条項を示す場所 別添「契約書（案）」のとおり、福岡労働局ホームページ（URL：<http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>）からダウンロード可能。

5 参加申込書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札への参加を認めない。

(1) 提出期限

平成28年10月6日(木) 12時00分まで

(2) 提出場所

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目1番1号福岡合同庁舎新館5階  
 福岡労働局総務部 総務課 会計第三係  
 TEL：092-411-4745 FAX：092-473-0736

(3) 提出書類及び方法

① 共通事項

福岡労働局ホームページから当該「入札説明書」等をダウンロードした場合は、事前に必ず別添『入札関係書類受領書』を提出すること。(FAXによる提出可。)

② 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般競争入札参加申込書(電子入札業者用)</li> <li>※ 押印のないものは無効とする。</li> <li>一般競争参加資格審査結果通知書(写)</li> <li>誓約書</li> </ul>	スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。
<ul style="list-style-type: none"> <li>委任状(電子・紙入札業者共通)</li> <li>※ 該当者のみ(「入札心得」を参照。)</li> </ul>	持参もしくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。

③ 紙入札による場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般競争入札参加申込書(紙入札業者用)</li> <li>※ 押印のないものは無効とする。</li> <li>一般競争参加資格審査結果通知書(写)</li> <li>誓約書</li> <li>委任状(電子・紙入札業者共通)</li> <li>※ 該当者のみ(「入札心得」を参照。)</li> <li>紙入札方式による参加にかかる理由書</li> </ul>	持参もしくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。

④ その他

上記②、③の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

6 入札書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。

(1) 提出期限

平成28年10月7日(金) 12時00分まで

(2) 提出場所

上記5(2)に同じ。

(3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>入札書</li> <li>※ 書面による提出不要</li> <li>入札金額内訳書</li> </ul>	スキャナ等により電子データ化した「入札金額内訳書」を添付して、電子調達システムにより入札金額を送信すること。

② 紙入札による場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>入札書</li> <li>入札金額内訳書</li> </ul>	持参もしくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。

※ 入札書は、封筒に入れ継ぎ目には封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官福岡労働局総務部長殿と記載)及び「平成〇年〇月〇日開札[入札件名]」と記入すること。

※ 入札金額内訳書は、「入札書」と「入札金額内訳書」を、ホッチキス止め等により一体化させたものとし、継ぎ目に割印を押印すること。

## 7 開札日時及び場所

### (1) 開札日時

平成28年10月7日(金) 13時30分から

### (2) 開札場所

福岡労働局 労働第三会議室  
福岡市博多区博多駅東2丁目1番1号福岡合同庁舎新館5階

## 8 入札説明会

以下のとおり、入札説明会を 平成28年10月3日(月) まで随時実施する。(任意参加とする。)

### (1) 申込方法及び実施日時

入札説明会への参加を希望する者は、平成28年9月30日(金) 17時までに下記9(4)へ参加の意思を、別添『入札関係書類受領書』に記入して示すこと。

なお、実施日時は、希望どおりにならない場合があるので了承すること。

### (2) 場所

福岡労働局総務部総務課

## 9 入札に関する質問の受付

この入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、以下に従い随時受け付けることとする。  
文章では表現しづらい部分もあるため、入札の前日までには疑義等を全て解消しておくこと。

### (1) 質問方法

『入札関係書類受領書』の備考欄に記入する等の方法により、原則として書面(任意様式)により行うこととする(FAX可)。なお、簡易な質問については、電話により行うことも可能とする。

### (2) 期限

上記6(1)に示す「入札書等提出期限」の前開庁日の10時までとする。

### (3) 回答

質問に対する回答は、上記6(1)に示す「入札書等提出期限」の前開庁日の17時までに行う。

なお、重要な質問については、『入札関係書類受領書』を提出した全業者にFAXにより回答することとする。

### (4) 問合せ先

福岡労働局総務部 総務課 会計第三係  
TEL : 092-411-4745 FAX : 092-473-0736

# 福岡労働局入札心得

## 1 趣旨

福岡労働局の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

## 2 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

## 3 入札保証金及び契約保証金

厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

## 4 電子調達システム

入札説明書において「電子調達システムにより執行する。」と指定されている入札は、総務省が定める「電子調達システム利用規約」等に基づき運用することとする。

ただし、特段の事情がある者は、書面（別添「紙入札方式による参加にかかる理由書」参照）を作成し、参加申込書等提出期限までに提出すれば、書面による入札書の提出（以下「紙入札方式」という。）を行うことができる。

## 5 入札への参加

入札への参加にあたっては、入札説明書等に示す所定の書類（参加申込書等）を各種提出期限までに提出しなければならない。

## 6 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札書等の提出

### (1) 電子調達システムによる場合

入札説明書に示す入札書提出期限までに、同システムに定める手続きに従い提出すること。

入札説明書において「『入札金額内訳書』又は『入札書別紙』を添付する」と指定されている入札は、スキャナ等により電子データ化したものを添付すること。

### (2) 紙入札方式による場合

入札説明書に示す入札書提出期限までに持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

書面による入札書は、封筒に入れ継ぎ目には封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官福岡労働局総務部長殿と記載）及び「平成〇年〇月〇日開札〔入札件名〕と記入すること。

入札説明書において「『入札金額内訳書』又は『入札書別紙』を添付する」と指定されている入札は、入札書とホッチキス止め等により一体化させたものとし、継ぎ目に割印を押印すること。

## 8 入札書の提出等にかかる委任

- (1) 代理人により入札書の提出等を行う場合は、別添「委任状（電子・紙入札業者共通）」（以下「委任状」という。）のとおり所定の様式を使用しなければならない。

また、委任期間については入札参加資格（全省庁統一資格）の有効期限を限度とする。

なお、代理人が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかななければならない。

- (2) 入札参加資格の有効期限内において、初めて代理人が入札書の提出等を行う場合は、参加する案件の入札説明書に示す参加申込書等提出期限までに、持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により委任状を提出しなければならない。
- (3) 委任内容に変更が生じた場合は、速やかに持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により委任状を再度提出しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (5) 復代理人への委任及び個別案件による委任は認めない。

## 9 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札
- ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札
- ⑧ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑨ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑩ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑪ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑫ 誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった入札
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した入札

## 10 入札の延期等

入札参加者が連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることがある。

## 11 開札の方法

- (1) 開札は、原則として入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会がない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は年間委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。再入札書の提出は、再入札決定から速やか（2営業日以内）に行い、執行回数は、2回を限度とする。この限度内において落札者がいない場合は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定を適用する。

## 12 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

## 13 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

## 14 契約書の提出等

落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。

## 15 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

## 16 入札結果（契約情報）の公表

- (1) 電子調達システムにより執行した案件については、入札結果を落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。
- (2) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者名及び契約金額等を福岡労働局ホームページに公表する。

## (参考) 予算決算及び会計令

### 第2節 一般競争契約

- 第1款 一般競争参加者の資格 (第70条～第73条)
- 第2款 公告及び競争 (第74条～第82条)
- 第3款 落札者の決定等 (第83条～第93条)

#### 第1款 一般競争参加の資格

(一般競争入札に参加させることができない者)

##### 第70条

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

※ なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(一般競争入札に参加させないことができる者)

##### 第71条

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 2 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 3 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 4 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 7 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

## 【 F A X 送 信 票 】

福岡労働局総務部 総務課 会計第三係 行

( F A X 番 号 0 9 2 - 4 7 3 - 0 7 3 6 )

入 札 件 名	ワイヤレスチャイム外4件の調達	
参加入札方式 (いづれかに○)	電子入札	紙入札
受 領 日 (ダウンロード日)		
会 社 名		
担 当 者 名		
担当者電話番号		
担当者F A X 番号		
入札説明会 への参加希望 (いづれかに○)	希望する ----- 日時の希望は 無 有 ( 月 日 時から)	希望しない
備 考 (質問事項)		

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、本票に記載のうえ、上記 F A X 番号へ必ず送信して下さい。

※ 急な仕様の変更等をダウンロードした業者様にご連絡する際に使用します。

# 一般競争入札参加申込書（電子入札業者用）

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により、申込致します。

## 記

- 1 件名      ワイヤレスチャイム外4件の調達
  
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
  - (1) 平成28・29・30年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）における等級  
「**物品の販売**」（）等級
  - (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。はい ・ いいえ
  - (3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中ではない。はい ・ いいえ
  - (4) 経営状態が著しく不健全であると認められるものではない。はい ・ いいえ
  - (5) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行なったものではない。はい ・ いいえ
  - (6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかったものではない。はい ・ いいえ
  - (7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない者。（加入義務がないものを除く。）はい ・ いいえ

平成    年    月    日

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

印

※ 初めて代理人（ＩＣカード取得者氏名が代表者氏名と異なる場合）にて参加する場合には、『委任状（電子・紙入札業者共通）』を紙媒体（押印したもの）で提出すること。

## 委任状（電子・紙入札業者共通）

受任者

所在地

商号又は名称

代理人氏名

印

私は、上記の者を代理人と定め、  
物品の製造・物品の販売・役務の提供等について、下記事項の権限を委任します。

委任期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

委任事項

- ・ 入札書について
- ・ 入札に係る諸願届出について
- ・ 契約締結について
- ・ 代金の請求及び受領について
- ・ 保証金の納付並びに還付の請求及び受領について

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

印

※ 代理人ICカード取得者の企業情報登録画面を印刷したものを本紙に添付すること。

# 一般競争入札参加申込書（紙入札業者用）

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により、申込致します。

## 記

- 1 件名 ワイヤレスチャイム外4件の調達
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
  - (1) 平成28・29・30年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）における等級  
「 物品の販売 」 （ ） 等級
  - (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
  - (3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中ではない。 はい ・ いいえ
  - (4) 経営状態が著しく不健全であると認められるものではない。 はい ・ いいえ
  - (5) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行なったものではない。 はい ・ いいえ
  - (6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかったものではない。 はい ・ いいえ
  - (7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない者。（加入義務がないものを除く。）

## (8) 紙入札業者情報

1 事業所名	
2 所在地・郵便番号	〒
3 代表者名	
4 代表者役職	
5 代表者電話番号	
6 代表者FAX番号	
7 担当者所属名称	
8 担当者名	
9 担当者所属住所等	〒
10 担当者電話番号	
11 担当者FAX番号	
12 担当者メールアドレス	

※ 1から12まで、必ず空欄の無いよう記入すること。

※ 初めて代理人にて参加する場合には『委任状（電子・紙入札業者共通）』を添付すること。

平成 年 月 日  
支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

印

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

印

### 紙入札方式による参加にかかる理由書

貴局発注の、下記の入札案件について、電子調達システムを利用しての入札に参加できないので紙入札方式での参加を希望致します。

- 1 入札案件名  
ワイヤレスチャイム外4件の調達
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

# 誓約書

- 私  
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

印

※個人の場合は代表者の生年月日を余白に記載すること。

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料(別添「役員一覧」に記載可)を添付すること。



# 入札書（紙入札業者用）

入札金額 ￥

---

※消費税及び地方消費税は含まない。

※入札金額内訳書の合計金額を転記すること。

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3桁を下欄に記載すること。空欄の場合は、連絡先電話番号の末尾3桁を電子くじ番号とします。

--	--	--

## 【 件 名 】

ワイヤレスチャイム外4件の調達

福岡労働局入札心得を承諾のうえ入札します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

印

※本書には「入札金額内訳書」を必ず添付し、ホッチキス止め等を行い、継ぎ目に割印を押印のうえ提出すること。

# 入札金額内訳書

件名: ワイヤレスチャイム外4件の調達

仕様書 番号	品目名	メーカー名	製品名・型番等	数量	単位	単価	金額
1	ワイヤレスチャイム			10	個	円	円
	ACアダプター			10	個	円	円
2	防犯ブザー			1	個	円	円
3	さすまた			8	本	円	円
4	肘付回転椅子			36	脚	円	円
5	肘無回転椅子			29	脚	円	円
諸経費				1	式	円	円
合計(※消費税及び地方消費税を除く。)							円

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

印

# 共 通 仕 様 書

## 1. 件名

ワイヤレスチャイム外 4 件の調達

## 2. 調達品目及び数量

別添『仕様書 1～5』のとおり。

## 3. 納入期限

仕様書 3 については、平成 28 年 10 月 31 日（月）

仕様書 1、2、4、5 については、平成 28 年 11 月 11 日（金）

## 4. 納入場所・担当者

別添『仕様書 1～5』のとおり。

## 5. 仕様

(1) 別添『仕様書 1～5』のとおり。

(2) 納入する物品は新品であること。

(3) グリーン購入法に定める特定調達品目については、グリーン購入法に適合する物品であること。また、それ以外の品目についても出来る限り環境に配慮した物品であること。

(4) 組み立て及び取り付け等が必要な物品については、適切な処理を行ない、即使用できる状態にて納入すること。

(5) 推奨品以外の物品で入札に参加する場合は、推奨品と同等以上の物品（規格【形状、材質、色等】・品質・性能が推奨品と同等以上）であれば可能とするが、物品の品名・型番等、仕様内容を具備した『同等品申請書（※）』を作成し、カタログ等内容が確認できる書類を添付して「支出負担行為担当官 福岡労働局総務部長」あてに、平成 28 年 9 月 30 日（金）12 時までに提出すること。

※ 様式は任意であるが、同等品申請書である旨、日付、申請者の所在地・名称・代表者の職名押印、（表形式で）「推奨品」と「提案する同等品のメーカー型番等」を記載すること。

(6) 仕様書記載の推奨品について、入札書の提出期限までにメーカーによる製造中止等の事由により製品の供給が不可能となった場合、同メーカーから後継品・機種（形式）が発売されたときは、後継品・機種でも仕様を満たす事とする。

また、契約締結後に上記の事由等で製品の納入が不可能となった場合、契約業者は、発注者と協議の上、契約金額にて後継機種等を提供しなければならないものとする。

- (7) 詳細な設置場所、組み合わせ方は、現地担当者と十分打ち合わせを行うこと。なお、業務時間中は納入作業が困難な場合があるため、状況によっては、業務終了後又は土曜日・日曜日・祝日の作業となることも了承すること。
- (8) 納入物品の保証期間は、納入後1年間（メーカー保証が1年間以上の期間付帯しているときはその期間による。）とし、設計・製作・施工等の不備により生じた故障又は納入物品の瑕疵及び正常な使用状態で生じた故障については、契約業者が無償（取替の諸費用を含む）で修理又は交換すること。
- (9) 障害発生時の窓口は契約業者に一本化し、誠意を持って迅速に対応すること。
- (10) 本案件の仕様書に記載されていない簡易な作業について、担当職員が依頼する場合があるが可能な限り応じること。

## 6. 留意事項

- (1) 作業遂行上必要となる官公庁及び第三者に対する許認可等の申請事務の手続きは、原則すべて契約業者が行うものとしその費用も契約業者の負担とする。
- (2) 指定された場所以外には立ち入らないこと。また、トイレ、休息、喫煙等は、指定された場所を使用すること。
- (3) 作業（納品時）において、施設及び既設機器等を毀損しないよう、また、危険、火災、盗難等の事故防止には万全の注意を払い、事故回避のため必要な安全対策をとること。万が一事故が発生した場合は、全て契約業者の負担において原状回復及び修理等を行うこととする。

また、搬入その他作業中に物損事故、搬入物品の破損、遺失等の事故が発生した場合も、その損害の補償等はすべて契約業者の責任で行うものとする。
- (4) 契約業者は、本業務に関連して入手した資料及び業務上知り得た個人情報を含む全ての情報（以下「取り扱う情報」という。）について、本業務実施中はもとより終了後においても、機密保持のために十分な体制・設備により厳重に管理し、紛失や盗難等による情報の漏洩を確実に防止する措置を講じること。また、以下の点についても、併せて留意の上、防止措置を講じること。
  - ・ 取り扱う情報は、本業務以外の目的には使用しないこと。
  - ・ 取り扱う情報は、指定した場所以外には持ち出さないこと。
  - ・ 取り扱う情報は、第三者には開示しないこと。
  - ・ 取り扱う情報は、本業務の履行以外には、発注者の許可を得ることなく複製しないこと。
  - ・ 取り扱う情報は、本業務終了後に、発注者への返却又は廃棄若しくは抹消を確実に行うこと。

- (5) 契約業者は、納入予定日の1週間前までに、『納入日程一覧表(※任意様式)』を下記の入札担当部署あて提出すること。
- (6) 納入時に引き取りを依頼した物品については、引き取り後適切に処理を行うこと。
- (7) 物品引渡しの日から1年以内に生じた不具合に対しては、対応した日付、対応者、持ち込み先メーカー、原因、処置内容がわかる報告書を見積担当部署及び不具合が生じた部署あて提出すること。
- (8) 契約業者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 7. 再委託

再委託にかかる要件については、別紙のとおり。

## 8. 代金の支払いについて

- (1) 発注者による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 『請求書』のあて名は「官署支出官 福岡労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- (3) 発注者の支払いは、適法な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。
- (4) 代金の請求(請求書の提出)は、契約内容を全て履行した後、遅滞なく以下の担当部署あてに行うこと。また、事前に『請求書』の記載内容及び方法等を確認すること。

### ※ 請求書の担当部署

福岡労働局 総務部 総務課 会計第一係 電話092-411-4743

## 9. 入札及び契約担当部署

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5階

福岡労働局 総務部 総務課 会計第三係 (担当: 城戸(きど))

TEL: 092-411-4745

FAX: 092-473-0736

## 再委託についての要件

### 第1 再委託について

- (1) 契約業者は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- (2) 契約業者は、再委託する場合には、様式1により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、契約業者がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

### 第2 再委託先の変更

契約業者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

### 第3 履行体制

- (1) 契約業者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 契約業者は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
  - ・ 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
  - ・ 事業参加者の住所の変更のみの場合。
  - ・ 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、契約業者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

※ 上記で記載した様式及び別紙については、契約書に添付することとし、契約締結後に交付する。

# 仕 様 書 1

## 1. 調達品目

ワイヤレスチャイム

## 2. 数量

10個

## 3. 納入場所・現地担当者（別紙「納入先住所一覧表」参照）

福岡中央所	4個	福岡西所	1個
福岡東所	1個	小倉所	2個
福岡南所	1個	飯塚所	1個

## 4. 仕様内容

- (1) サイズ：W80×D55×H130（mm）程度
- (2) 送信機と受信機が別になっている無線タイプであること。
- (3) 無線受信距離：屋外見通し距離100m程度可能であること。
- (4) IDコードの設定等により他の無線機器との混線防止できること。
- (5) IDコードは200通り以上設定可能であること。
- (6) 受信時に音と光で知らせることができること。
- (7) 音量は最大75db以上で、大きさが調整できること。
- (8) 電源は電池とACアダプターの両方に対応していること。
- (9) ACアダプターを付けること。

## 5. 推奨品

メーカー	型番等
リーベックス	XL3010（本体） X0505（ACアダプター）

## 6. その他

納入業者は、納入の際、上記納入場所の担当者の指示する場所に搬入すること。

## 仕 様 書 2

### 1. 調達品目

防犯ブザー

### 2. 数量

1個

### 3. 納入場所・現地担当者（別紙「納入先住所一覧表」参照）

八幡所

### 4. 仕様内容

- (1) サイズ：W44×D36×H65mm程度
- (2) 音量：75db以上であること。
- (3) 質量：46g程度
- (4) 乾電池式であること。
- (5) スイッチはダブルスイッチ方式であること。
- (6) ストラップ等を付属させること。

### 5. 推奨品

メーカー	型番等
パナソニック	BH-225P

### 6. その他

納入業者は、納入の際、上記納入場所の担当者の指示する場所に搬入すること。

## 仕 様 書 3

1. 調達品目

さすまた

2. 数量

8本

3. 納入場所・現地担当者（別紙「納入先住所一覧表」参照）

福岡中央所 6本

プラザ福岡 2本

4. 仕様内容

(1) サイズ：W530×L2060mm程度

(2) 材質：アルミ合金製

(3) 質量：1150g程度

5. 推奨品

メーカー	型番等
クラウン	SSM-200

6. その他

納入業者は、納入の際、上記納入場所の担当者の指示する場所に搬入すること。

## 仕 様 書 4

### 1. 調達品目

肘付回転椅子

### 2. 数量

36脚

### 3. 納入場所（別紙「納入先住所一覧表」参照）

福岡中央公共職業安定所・・・・・・・・・・36脚

### 4. 仕様内容

- (1) 全体サイズ：W565～605×D565～600×H820～1005  
(mm)
- (2) 座面の高さ調整が可能であること（SH400～515（mm）程度）
- (3) 座面の高さの最大値が500mm以上であること。
- (4) 座面の奥行きが450（mm）以上であること。
- (5) 座面から背の上端までが415（mm）以上であること。
- (6) 色：黒色系
- (7) 背付、肘付（ループ型）、回転式、背・座は布地張りであること。
- (8) ナイロンキャスター付きであること。
- (9) 背もたれロック機能付であること。

### 5. 推奨品

メーカー	型番等
コクヨ	CR-G211F4HSB6-W

### 6. その他

納入業者は、納入の際、上記納入場所の担当者の指示する場所に搬入・設置を行い、既存の椅子（36脚）を引き取り適切に処分すること。

## 仕 様 書 5

### 1. 調達品目

肘無回転椅子

### 2. 数量

29脚

### 3. 納入場所（別紙「納入先住所一覧表」参照）

福岡中央所

### 4. 仕様内容

- (1) 全体サイズ：W470×D591×H867～957（mm）程度
- (2) 座面の高さ調整が可能であること（SH429～519（mm）程度）
- (3) 座面の高さの最大値が500mm以上であること。
- (4) 座面の奥行きが430（mm）以上であること。
- (5) 座面から背の上端までが415（mm）以上であること。
- (6) 色：青色系
- (7) 背付、肘なし、回転式、背・座はビニールレザー張りであること。
- (8) ナイロンキャスター付きであること。
- (9) 背もたれロック機能付であること。

### 5. 推奨品

メーカー	型番等
ウチダ	5-353-1064

### 6. その他

納入業者は、納入の際、上記納入場所の担当者の指示する場所に搬入・設置を行い、既存の椅子（29脚）を引き取り適切に処分すること。

## 納入先住所一覧表

名称	略称	所在地	電話番号	担当	調達数量					合計
					仕様書番号/調達品目					
					1	2	3	4	5	
					ワイヤレスチャイム	防犯ブザー	さすまた	肘付回転椅子	肘無回転椅子	
福岡中央公共職業安定所	福岡中央所	福岡市中央区赤坂1-6-19	092-712-8609	馬場	4		6	36	29	75
福岡中央公共職業安定所 ハローワークプラザ福岡	プラザ福岡	福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラビル12階	092-712-8609	馬場(福岡中央所)			2			2
飯塚公共職業安定所	飯塚所	飯塚市芳雄町12-1	0948-24-8609	野見山	1					1
八幡公共職業安定所	八幡所	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎2階	093-622-5566	古永		1				1
小倉公共職業安定所	小倉所	北九州市小倉北区萩崎町1-11	093-941-8609	田村	2					2
福岡東公共職業安定所	福岡東所	福岡市東区千早6-1-1	092-672-8609	花田	1					1
福岡南公共職業安定所	福岡南所	春日市春日公園3-2	092-513-8609	羽野	1					1
福岡西公共職業安定所	福岡西所	福岡市西区姪浜駅南3-8-10	092-881-8609	佐藤	1					1
合計					10	1	8	36	29	

※数量については、本体のみの数量であり、付属品数量は含まないため仕様書を参照すること。また、色付きは引取りがあるもの。

# 契 約 書 (案)

発注者 支出負担行為担当官 福岡労働局総務部長 山口 宏之 (以下「甲」という。) と  
受注者 (乙の名称) (乙の役職名) (乙の代表者氏名) (以下「乙」という。)  
とは、双方対等の立場において、次の条項により契約を締結する。

## (契約の趣旨)

第 1 条 ワイヤレスチャイム外 4 件の調達 について、甲と乙は本契約を締結し、別添『仕様書』等に基づき信義に従い誠実に契約を履行するものとする。

## (契約金額)

第 2 条 契約金額は、〇,〇〇〇,〇〇〇円 (内消費税〇〇〇,〇〇〇円) とする。  
2 契約金額の内訳は、別紙『契約金額内訳書』のとおりとする。  
3 当該契約完了に要するすべての費用は、乙の負担とする。

## (契約保証金)

第 3 条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

## (契約内容)

第 4 条 当該調達品目等の資質、構造、形状、寸法等はすべて『仕様書』のとおりとし、納入期限、納入場所及び検査場所は、次の各号のとおりとする。  
一 納入期限 別添『共通仕様書』のとおり。  
二 納入場所 別添『仕様書』のとおり。  
三 検査場所 納入場所に同じ。

## (検査)

第 5 条 乙は、給付が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。  
2 甲は、通知を受けた日から 10 日以内 に検査を完了し、乙に合否を通知することとする。  
3 検査のために必要な人夫及び費用は、すべて乙において負担すること。  
4 乙は、第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに当該調達品目等を持ち去ること。もし持ち去らないときは、甲がこれを他所に運搬することができる。この場合において乙はこの費用及びこれに伴う損害を負担すること。

## (代金の支払)

第 6 条 乙は、前条第 2 項の検査に合格したときは、代金の支払を請求することができる。  
2 甲は、前項の規定による適法な請求書を受領した日から起算して 30 日 (以下「約定期間」という。) 以内に代金を支払わなければならない。  
3 甲が、約定期間内に契約金額の支払いが完了しない場合は、期限到来の日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、年 2.8% の割合で計算した額の遅延利息を併せて支払わなければならない。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、約定期間に算入しない。  
4 前項により計算した遅延利息が 100 円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に 100 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

## (危険負担)

第 7 条 当該調達品目等の給付が、甲又は乙の責に帰さない事由により、滅失又は毀損した場合の危険は、第 5 条第 2 項に規定する検査完了までは乙が負担し、検査完了後は甲が負担するものとする。

## (瑕疵担保)

第 8 条 当該調達品目等の所有権異動等のあと 1 年以内にその品目等に隠れた瑕疵又は指定に適合していないものを発見したときは、乙は甲の指示に従って品目の取替もしくは、瑕疵の解消又は、甲において算定した金額を損害賠償として支払わなければならない。  
2 前項において乙が負うべき責任は、第 5 条第 2 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。  
3 前各項について、仕様書に特別の定めをした場合は、その定めに従うものとする。

## (検査の遅延)

第 9 条 甲がその責に帰すべき事由により、第 5 条第 2 項の期間内に検査をしないとき、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、この遅延期間が約定期間を超える場合には、超える日数に応じ第 6 条第 3 項に規定する遅延利息を乙に支払わなければならない。

(履行期限の遅延)

第 10 条 甲は、乙がその責に帰する理由により、第 4 条第 1 項第一号の期限内に当該調達品目等を給付できないときは、乙の申請により納入期限の延期を許可することができる。この場合において、原納期限の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額等（既納部分がある場合は、当該既納部分の代金相当額を控除した額）の年 5 % に相当する額の遅延料を徴するものとする。この場合において、甲が第 5 条第 2 項に規定する検査に要した日数は、遅延料の徴収日数に算入しないものとする。

2 乙は、天災地変その他正当な理由により第 4 条第 1 項第一号の期限内に物品を納入できない場合は、期限内にその理由を記して甲に延期の請求をすることができる。この場合において、甲はその請求を正当と認めるときはこれを許可し、前項の遅延料を免除することができる。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、契約金額を上限として、その損害を賠償するものとする。

(解除)

第 12 条 甲は、本契約に関して乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

一 第 4 条第 1 項第一号の期限内に当該調達品目等の給付が完了しないとき。

二 第 5 条第 2 項の検査に合格しないとき。

三 乙が完全に本契約を履行する見込がないと認めるとき。

四 乙が本契約の解除を請求し、その理由が正当であると認めるとき。

五 甲が行う検査監督に際し、乙又は代理人、使用人等が係員の職務執行を妨げ、もしくは詐欺その他の不正行為を行ったとき。

(解除に係る違約金)

第 13 条 乙は、前条第 1 項の規定により本契約が解除となった場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を甲に納入すること。又、甲に損害を及ぼしたときは、乙は、甲が算定する損害額を賠償しなければならない。

2 甲は、前項の違約金の徴収にあたり、その理由が天災地変その他正当事由に基づくものと認められたときは、これを免除することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 14 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 15 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するかどうかにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。

- 五 当該刑の確定において乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 六 乙が甲に対し、独占禁止法等に接触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

- 第16条 乙が第13条及び第15条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 2 前項により計算した遅延利息が100円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(再委託)

- 第17条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- 2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
  - 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
  - 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

- 第18条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

- 第19条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。
    - 一 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
    - 二 事業参加者の住所の変更のみの場合。
    - 三 契約金額の変更のみの場合。
  - 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 22 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 23 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 24 条 甲は、第 20 条、第 21 条及び第 23 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 20 条、第 21 条及び第 23 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 25 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争等の解決方法)

第 26 条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の証として、本証書 2 通を作成し双方記名押印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号  
支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 山口 宏之 (印)

乙 (乙の所在地)  
(乙の名称)  
(乙の役職名) (乙の代表者氏名) (印)

様式 1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名 印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名 印

履行体制図変更届出書

契約書第 19 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの